

令和2年9月4日

第7回豊島事業関連施設の撤去等検討会の
持ち回り審議実施に係る審議内容及び決定事項について

令和2年8月に持ち回り審議（書面による審議）にて実施した標記検討会について、審議内容及び決定事項に係る資料は次のとおりである。

【審議内容及び決定事項に係る資料】

- (別紙1) 第7回豊島事業関連施設の撤去等検討会の審議事項及び報告事項に対する委員の意見・関係者の意見とそれに対する座長の見解・コメント
- (別紙2) 第7回豊島事業関連施設の撤去等検討会 持ち回り審議決定事項
- (別紙3) 第7回豊島事業関連施設の撤去等検討会（持ち回り審議）意見照会に基づく資料の修正箇所の一覧（8月12日時点）
- (別紙4) 第7回豊島事業関連施設の撤去等検討会 持ち回り審議 審議・報告事項の概要

第7回豊島事業関連施設の撤去等検討会の審議事項及び報告事項に対する委員の意見・関係者の意見とそれに対する座長の見解・コメント

以下に各委員から頂いたご意見・コメントを示し、それに対する座長の見解・コメントを記載します。

No.	委員の意見・コメント(7/27 6/4)	座長の見解・コメント(8/3):	再度の意見照会/関係者の意見(8/7 6/4)・座長コメント(8/12)	今後の対応(座長)
1 「高松スラグステーションの撤去工事」に係る手続きの状況と実施計画書(審議)				
1	【委員】 工事の基本方針の中、「5. 除去等廃棄物の中間処理施設を活用した安全な処理の実施」とあるが、現時点では中間処理施設は撤去されて不在なので、この表現は不適切ではないか。 【鈴木委員】 「1. 工事の基本方針 中 第5項」は高松スラグステーションの撤去工事に必要なのでしょうか。該当する状況は発生するのでしょうか。	豊島廃棄物等処理事業管理委員会第2回豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する検討会(H28.10.23)で作成され、第44回管理委員会(H29.1.29)並びに第45回管理委員会(H29.4.16)で改訂され、承認いただいた「1. 豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本方針」をそのまま使用いたしました。 ご指摘の通り、すでに中間処理施設の撤去は完了しており、この記述は不適切であります。この旨を断つたうえで記述より削除します。 また、この「基本方針」では、対象が豊島中間保管・梱包施設等(豊島の中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設並びに直島の中間処理施設)となっており、いずれも撤去済みの施設です。したがって新たに今後の撤去対象施設を対象とした基本方針を定めたく考えております。次回の撤去検討会で案を審議いただきます。	【各委員】 意見はありません。	
2	【委員】 「8 現場作業環境の整備」に新型コロナウイルス感染症防止対策を追加してはいかがでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 新型コロナウイルス感染症については、ご指導いただきました「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応」(R2.7.15作成)に則って対応する旨を追加いたしました。 「基本方針」への記載につきましては、No.1の座長の見解・コメントにも記述しましたように次回に新規案の審議を予定しておりますので、その際に検討いただきます。	【各委員】 意見はありません。	
3	【委員】 意見はありません。			
4			【豊島住民】 送付資料の計画書では、工期は6月9日から9月30日と記載されているが、撤去検討会の意見を受けて、変更されるという理解でよいか。計画書3ページの工程表では、解体工着工が8月13日になっており、委員・関係者への決定事項等の報告日と同日である。余裕がないように思える。今後は持ち回り審議の開始を早めるなどして、余裕のある日程を確保することを要請する。 【座長回答】 撤去検討会において工期・工程等に関し重大な影響を与えるご意見があれば、当然のことながら県にその変更を指導・助言します。当初の本持ち回り審議の日程では、委員・関係者への決定事項等の報告期日を8/12としていましたが、途中でこれを1日延期したため、構造物撤去工の着工日と同日になってしまいました。ご指摘を踏まえ、決定事項等の報告期日を当初の日程に戻し、8/12といたします。なお、委員・関係者からの最終の意見照会の締切りは8/7であり、仮に構造物撤去工着工の延期が必要な委員・関係者の意見があれば座長が判断し、県にその旨の指導・助言を行います。その上で決定事項として委員・関係者にご報告いたします。このための余裕はあると判断していますが、十分な検討期間を取って各種工事に対応することが望ましく、ご指摘のような対処を県に強く要請しておきます。	

2 令和2年度の豊島事業関連施設の撤去等検討会の所掌事項の予定(報告)

1	【委員】 令和2年度の工程表を見ると「遮水機能の解除の検討」は地下水・雨水等対策検討会の所掌範囲と読み取れるが間違いないか。念のため確認する次第である。	ご指摘ありがとうございます。 「遮水機能の解除の検討」そのものはフォローアップ委員会(以下FU委という)の所掌事項であると考えています。地下水検討会では、遮水機能の解除による地下水の浄化状況の検討を行っていただいております。すでにシミュレーション計算等も進めています。 ご指摘の件では、資料の表現が不適切・不十分であり、訂正いたします。ただし、第8回FU委のこの資料は、本来同回の決定事項を反映させたものとすべきであり、その修正も必要と考えておりますので、次回のFU委で修正案を提出し、審議いただきます。この修正案で、上述した内容を反映させたものを提出いたします。	【各委員】 意見はありません。 【豊島住民】 座長のコメントにあるように、遮水機能の解除の検討をフォローアップ委員会で行うことに賛成する。本年度の撤去等検討会の所掌事項について、第8回フォローアップ委員会の資料5-1で、遮水機能の解除は令和2年度から検討を開始すると確認されているが、遮水機能の解除の検討を具体的にどのように行うのか、フォローアップ委員会及び地下水・雨水検討会の検討内容との関係を示してほしい。 また、遮水機能の解除の検討が本年度中に完了するのか、次年度以降も継続されるのか、今後の計画、予定をわかるようにしてほしい。 【座長回答】 撤去委座長としてでなく、フォローアップ委員会(以下、FU委という)委員長として、所掌関係と検討順序に関する私見を以下に示します。①遮水機能の解除は、本件処分地の地下水浄化に深く関係する事項であり、現在その検討を地下水検討会で開始しています。先の第8回FU委で決定したように、遮水機能の解除方法についての複数案の選定は8/28の第9回FU委で行い、その案に基づいた地下水浄化の推定を地下水検討会で取りまとめていただきます。②一方、遮水壁や整地の問題は豊島住民会議と県の間で協議することになっています。③上記①と②の結果を待ってFU委で遮水機能の解除の検討を行う予定です。④その後には遮水機能の解除工事に関わる検討を撤去検討会で実施することになります。 上記のスケジュールの律速となるのは①と②であり、特に②の結論がいつになるかによって遮水機能の解除に関するFU委の結論が得られる時期も変わってきます。ただし、第8回FU委で示した資料の別紙3-別添1「事業完了までの流れ」想定「永田作成」によれば、FU委の結論取りまとめの期限は令和3年度の前半早い時期までと想定されます。 なお、次回の第9回FU委では県より本事業に関する今後の計画が示され、審議することになっています。このなかでも上述した内容に関連する事項が議論されると思います。	
2	【その他委員】 意見はありません。			

令和2年8月12日

第7回豊島事業関連施設の撤去等検討会 持ち回り審議

(R2. 7. 20 資料送付・8. 12 決定事項の報告)

決 定 事 項

I 審議・報告事項

1 「高松スラグステーションの撤去工事」に係る手続き状況と実施計画書（審議）

8月3日改訂版の通り了承した。

ただし、これまでの「I. 豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本方針」に替え、次回検討会において今後の撤去等に関する基本方針の策定を審議する。

2 令和2年度の豊島事業関連施設の撤去等検討会の所掌事項の予定（報告）

7月20日送付版の通り了承した。

ただし、添付資料 第8回フォローアップ委員会(R2. 4. 23 資料送付・5. 27 決定事項の報告)資料8・II/5-1「令和2年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要」については不備があるため、次回のフォローアップ委員会に向け、その改訂を提案する。

第7回豊島事業関連施設の撤去等検討会(持ち回り審議)

意見照会に基づく資料の修正箇所の一覧(8月12日時点)

ページ/箇所	修正前(7月20日送付版)	修正後(8月3日改訂版)
<p>1 「高松スラグステーションの撤去工事」に係る手続きの状況と実施計画書(審議)</p>		
<p>別紙 実施計画書 P1 1. 工事の基本方針 文中</p>	<p>…、以下に示す「豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本方針」に従い実施するものとする。</p>	<p>…、以下に示す「豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する基本方針(豊島廃棄物等処理事業管理委員会第2回撤去検討会平成28年10月23日制定、同第3回検討会平成29年1月29日改訂、第45回豊島廃棄物等処理事業管理委員会平成29年4月16日改訂)」に従い実施するものとする。ただし、上記基本方針の「5. 除染等廃棄物の中間処理施設を活用した安全な処理の実施 除染等廃棄物(堆積物の除去・除染作業によって生じた廃棄物をいう。)は、原則として中間処理施設を活用し、安全な処理を実施する。」については、中間処理施設がすでに撤去完了していることから、記述より削除する。 また、新型コロナウイルス感染症に対しては、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応」(令和2年7月15日改訂)に則り対応するものとする。</p>
<p>別紙 実施計画書 P1 1. 工事の基本方針</p>	<p>5. 除染等廃棄物の中間処理施設を活用した安全な処理の実施 除染等廃棄物(堆積物の除去・除染作業によって生じた廃棄物をいう。)は、原則として中間処理施設を活用し、安全な処理を実施する。</p> <p>6. 施設撤去廃棄物等の有効利用の実現 _____</p> <p>7. 関係者の意向の聴取と的確・迅速な情報共有の実現 _____</p>	<p>5. 施設撤去廃棄物等の有効利用の実現 _____</p> <p>6. 関係者の意向の聴取と的確・迅速な情報共有の実現 _____</p>

令和2年8月12日

第7回豊島事業関連施設の撤去等検討会 持ち回り審議
(R2.7.20 資料送付・8.12 決定事項の報告)
審議・報告事項の概要

1. 「高松スラグステーションの撤去工事」に係る手続きの状況と実施計画書(審議)

第6回豊島事業関連施設の撤去等検討会(R2.4.6)において審議・了承を得た「高松スラグステーションの撤去工事」について、これまでの経緯を示すとともに、実施計画書について審議した。

2. 令和2年度の豊島事業関連施設の撤去等検討会の所掌事項の予定(報告)

第8回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会(R2.4.23)で概要が審議・承認された令和2年度の豊島事業関連施設の撤去等検討会の所掌事項の予定について、その内容と現状について報告を受けた。